



久保季
著述

祝詞略解

三

成

久慶百間
六月月地
大野外家
詞別良
御門祭

一丁
子
子
子



特別
イ 4
3163
166(3)



貴
14
3163
166(13)

祝詞略解三之卷

久度古開 考云大和より今の平野へ遷り奉りたまひし事

の上よいづ○久度神社を神名式より平群郡に出づ今も同
郡龍田の立野の社近き所の大和川の川邊に久度村あり
里ありてその氏神と齋ふ社を此皇神ぞと國人云つ古開
は何所より古くも今も考ふべきものなり文徳實錄より
此方紀とも皆久度古開とつゞけて神位も均しきり同
ト所より齋ひたまふか然れども此祝詞より二所の宮とあれ
は本異所よりは在けんさて文徳實錄より古開とありて
三代實錄より江家次第抄までは古開とあれは多きに從



久保季茲 編輯
吉岡徳明 校訂

ひて今も開と書つ且訓はあきかきか又古開の二字假名よて異訓あるがとかく考得がたし○講義云式に大和國平群郡久度神社これかり續紀に延暦二年十二月丁未大和國平群郡久度神叙從五位下と見えたり昨年十一月に今木大神はしも從四位上と叙せられ玉へるよ依て此よも奉られたるものかり然れば神託も依て平野に遷坐も別なりける是より後の神位を平野にて受させ玉ふと見えたり續後紀承和三年十一月庚午從四位上今木大神奉授正四位上從五位下久度古開兩神並從五位上と有をもて知るべし○祭神を御竈神也その證を日本紀略天德四年十一月十九日條よ今夜坐内膳司忌火庭火等神奉遷冷泉院内膳仍權大納言師尹卿以下奉遷之平野謂釜二口也庭火謂竈一

口也各有臺長櫃等衛士持之奉遷院乾方新屋庭火平野別別屋也安置之後宮主申祝詞と見えたる平野云々よて又中右記寛治八年十一月三日條よも内膳司御竈神三所也一所平野件美御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御飯奉仕之神也一所忌火是則十一月新嘗六月神今食祭奉仕之神也とある是かり云々○和名抄よ竈後穿也和名久度とあり云々久度は凹處の意よて鍋を懸る所を云なり然れば其土よて築固めたるをへツヒといひ其炊爨の用をか所を久度とはいふかりけりさて平野よ祀る所の久度神の所祭忌火庭火の皇神等よて御靈實は釜と竈とに御座坐りと見ゆ云々記傳に内膳司ある竈神の即ち竈を神と稱る也と云れたるを然る事ながら右の三の御竈を今云上に中右記を引て中右

平野忌火庭神体として紀畧は平野謂釜二口也とある其
火の三なり神の一を忌火神と稱へ玉ひし者なるが其へ
一を久度神その一を忌火神にて渡らせ玉ふこと著く庭火神を釜
ツヒ乃神は忌火神にて渡らせ玉ふこと著く庭火神を釜
神にて煮炊する用を主る神は在ること疑なかるべきも
の也忌火神に坐し庭火神の庭は場おて物を煮もし炊もす
る時に用る所の火神古開神の云ふいと畏けれど若く
よて体用の差あり古開にて古釜を祀れる社ならむか釜の物を盛る器の
名にて此の御食を炊く釜を祭れる也と思ひて考ふるは
叶を字の古閉よて布瓊御魂大神なること下よ云るが
如し云ふ○布留閉てふ言の因て起る所の既にも引る天
皇本紀云ふ天孫本紀云ふ布都御魂神と共に石上邑は鎮
り定め給ひしより布留御魂神と奉稱ること神名式は太

和國山邊郡石上布留御魂神社と申をにても著かりけり
さて十一月は鎮魂祭といふ事あるがこゝ右の十種神寶
の御魂とまほ布留御魂神を招請り給ひて御靈振の神事
を物し玉ふが故に鎮魂祭の字を四時祭式はオホムタマ
フリと訓て云ふ今云是等の事の鎮魂の條云へバ爰は
らざれば解難きこと布留閉の可鎮にて用言おれば布留と
と多からむものぞ心得を思ふもあるべけれど布留と
の云て事足れるを心得を思ふもあるべけれど布留と
申すは十種神寶の本体の名あり布留部と申すは鎮魂の
神事を爲て御魂招爲るよとあれば何か妨あらむ云ふ此
等を合せて古開神は布留御魂神と思ひ定めたるあり今
本神の布留御魂神なるが別なる御由緒は依ながら同ト
平野の相殿は并鎮り坐ける事豈少縁の事あらむや

定奉云々 講義云春日龍田平野此詞と同ト云ひさまある
が今此に此文の義を得たりそと乞給比之任爾より受る
結びあるが故に定奉氏と云るにて常に稱辭竟奉といふ
所との異なりさるの神の所を指し定めて云々の所は鎮
坐むと神託のありけるに依てそを承諾ひ奉りて宮柱太
敷立て神の宮居を造作て鎮め奉るをもて定奉氏とは云
へり云々豊受宮儀式帳にも宮定齋仕奉始支とありこも
神の御悟を得て豊受大神乃日向處夕日乃日隱處乃龍田乃立野乃小野爾吾宮者朝日
奉氏吾前乎稱辭竟奉者云々是以皇神乃辭教悟奉處爾宮
柱定奉且此皇神乃前爾稱辭竟奉云々とあるをもて神の
乞給へる任に宮造奉るを定奉といひ御諭かくして宮造

仕奉たまふを稱辭竟奉と申を例と見ゆその天社國社と
をにつけて索れば數多あり但し風神の右の如く宮所を請
玉ふお依て文中に定奉且とあるを首に立田爾稱辭竟奉
皇神乃前爾白久と他例を用たるにさるの神の此所ぞと
未其神託の事を云ざるが故なり
御諭坐す所の神の御心は欲したまふ地なれに慥に定奉
と實に云べき理あるが顯明より定めざる宮所の實に神
の御心に叶せ玉ふや否や測り奉ることの恐きに依て
おほらかし稱辭竟奉るとは申すかり○今按に此説穿鑿
に過たるが如くかれともいと委しくめづらさければ掲
げつ尙考ふべきかり○さて平野神社祭神のことは諸書
に今木の日本武尊源氏久度の仲哀天皇平氏古開の仁徳
天皇高階相殿比賣神の天照大神大江氏など云へれど皆當
らぬ説なること講義に委しく辨へたるが如くされどそ

そ甚長ければ引出ぎ又同書に祭神を考へ云ること上
大凡記せる如く但し相殿姫神の事此も然もやとも聞ゆれ
ど猶思ふよ古開を古閉と書る本もかく又竈神を石上大
神と共に合祀らむことも由縁詳ならねば確に定べきに
あらざりまた近藤芳樹の大祓執中抄に文徳實錄齋衡二年
十二月丙子朔大炊寮大八島竈神齋火武主比命庭火皇神
并授從五位下また天安元年四月癸酉有勅大炊寮大八島
竈神内膳司忌火庭火神并奉授從五位下また三代實錄貞
觀元年正月廿七日大炊寮從五位下大八島竈神八前齋火
武主比命神内膳司從五位下庭火皇神并授從五位上同九
年正月廿六日丁卯授内膳司從五位上庭火皇神從四位下
かど見えたる大八島竈神も忌火神も庭火神も共竈を

以て神として御位を授けられさる物なりけり云々文徳
實錄のこくとく大炊寮に大八島内膳司に忌火庭火おは
しまゑゝあるべし云々是を祭らるゝ事の證宮内省式は
御並中宮御贖及祭忌火庭火御竈神平野御窖神料雜物云
々大藏省式にも此文見ゆとあるよて知られたり儲この式は平野と
云るが即ち大八島竈の事あり云々神名式は平野祭神四
座云々文徳實錄仁壽元年十月乙卯の件は遣使者於平野
神宮策命曰云々正三位今木大神乎波從二位爾正五位上
久度古開等二前神乎波從四位下爾合殿坐須比賣神乎波
正五位下乃御冠爾上奉云々と見えたる神等の御事よて
其内なる久度神が即御竈神にて云々但し同竈の内よも
後よ穴有て煙の立昇るやうよ作れるを久度と云ふの久

度の竈を古くハ大八島と云り云々竈を八島と云はもと
平野御竈の名にて朝家のこの稱なりとハ色葉和難抄に
大嘗會の行幸もかまのこたるをバやまのこたると
云なりと云れば平野ハ限らぎ忌火庭火の御竈をも後ハ
ハ一に推籠て八島と云たりしが民間までも及て凡ての
竈のこと、成りしと思われと誠ハ窓のあるが八島
なり云々中右記の寛治八年十一月十一日の件の裏書云
長徳三年三月廿一日藏人信經私記曰云々内膳司御竈神
三處也一所平野件、癸御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御
飯奉仕之神也一所忌火是則十一月新嘗會六月神今食祭
奉仕之神也云々陰陽寮式ハ庭火並平野御竈神祭膳司内神
座十二前前各六云々右毎月癸日之中擇其吉日祭とあれハ

平野のこならぎ庭火も兼て癸日の御祭乃行はる、事知
べし癸日ハ祭るは云々五行説ハ依て始たる陰陽家の祭
なり故に陰陽寮に忌火御竈には癸祭の無きは云々最も
貴き神事の時のこ用らる、御竈ある故に陰陽家の漢祭
をバ用ひ玉はざるかりさて忌火の神今食奉仕の神ある
に付て思ふハ今食は今木と訓む云々玉勝間に云る如く
なるべし云々今木大神は即ちこの忌火御竈を祭れるハ
やあらむ然るハ八島をバ上件ハ云りしが如く平野とも稱
るを忌火をば然云る事の聞えぬハ大内よても忌火ハ異
なる御竈として忌清えらる、故ハ旨とある方の忌火と
いふ御名のこ傳りて今木といふ御名の傳はらぬハや
あらむ云々平野御竈ハ日本紀略永觀元年十月一日の件

一内膳司平野庭火御竈釜被盜取了とあり是上件に引る
中右記一圓融院御時爲人所盜取と見えたと同時の事
なり云々庭火は内膳屋の庭内に居て御饌物を焚調ふる
竈ある故に此名あるとやあらむ云々左經記寛仁二年四
月廿八日の件に亥二點還宮太皇太后宮令同輿給以同刻
奉渡御竈神奉遷内膳また小右記延久四年十二月廿一日
の件に亥刻有院廳始子刻被渡内膳御竈神別當顯綱朝臣
判官代忠季主典代藏人公文等向彼司奉迎之また山槐記
治承四年四月廿六日の件に今度被奉渡御竈神於大内云
云新院御竈神今夜同自大内内膳被奉渡院當今坊時御竈
神御坐于閑院之内膳云々以内裏御竈神奉渡院内膳者可
有_レ其障以院御竈神奉渡前坊内膳屋不可有_レ事之忌由所存

也云々また黄葉記寛元四年四月廿九日の件に抑竈神祭
自御在位時可有_レ之脱履以後院司參向自内膳屋可_レ奉渡之
また本朝世記康治元年十月十四日の件に坊時御竈神自
三條殿奉渡土御門皇居云々又内膳御竈神被_レ奉渡新院了
などある御生涯聞食す御饌を焚く竈のおとよてこれ庭
火かりけりされば庭火のとは御一代は一の必き鑄造ら
るゝ物なるにや云々平野社は上件に云如く第一第二の
神殿とも御竈の御靈を祭れるにやと覺えければ第三
の神殿なる古開神も若くは此庭火の御靈はあらぬと
や御名義庭火御竈の天子御一代は一箇づゝ必造らるゝ
例なる故に崩御の後はその御代の庭火を別所に藏めおく
是を古開といふ歟古の舊ならむ開の用なき器をアキモ

ノと云アキよて空器のこと也然れども此は決しては云難
云々抄以上執中とあり此説最委しくて實よとおほゆれ
と猶その難をいはゞ忌火御竈は新嘗神今食等奉仕の神
かりとて今食と申さむも重き方の新嘗を除て神今食を
名とせむこと如何あらむまゝ古開の考も然ることおれ
と御一代一箇づゝなれば數十の御竈のあらむを悉く平
野の三殿に藏めらるべくもあらむ又大炊寮内膳司にて
大八島忌火庭火とて祭らるゝを殊更よ奈良田村まゝ平
群郡かどに祭られむこと其由縁さたかならむ但し淳仁
天皇光仁天皇かどの龍潛の御時神託よよりて祭りたま
へるからむかともいふべく又古開も御代々々のを悉く
納むるよはあらで其先御代のならむとも云べけれど猶

いたく覺束あし且田村の今木神のさも云つべけれど平
羣郡に久度神をば何の由縁ありて祭られけむ此は遂よ
悟り得難し然ればこの祭神のこと今妄よ定め難くお
もへば猶物よく知らむ人の定めを待つのみまた相殿比
咩神は講義よ大宮能賣命亦名字受賣命かりとせりこは
此神の猿女祖にて鎮魂の事その遺跡たるが故なり又執
中抄には大戸比賣神古事記に諸人の持齋とせりこは餘
の三神の竈神あるに依りての考なりこは餘の三神の慥
に定りたる上からでは決め難しまた大教正田中頼庸ぬ
この説に光仁天皇の皇后天知日之子姫命とせられよ
り神教叢語第七これ亦なほ熟く考へて定むべきあり又
十二號に出づ和氏の祭に預るに依て外國の神とせるは
伴信友の説に和氏の祭に預るに依て外國の神とせるは

講義を辨へざる如く非事おればすべて爰に取出きその和氏は桓武天皇の御外戚なる故に依ることなれば其祭神に係るものと非ざるあり○かく記し終て後、餘さいさゝか考ふることありて大日本史を閲するに延暦十三年の下は是歳建平野社とありて一代要記に據る由見えたり此は平安城遷都の因に記せるに非ずかとも覺ゆれば確證との云難かるべしなほ他は證を得て定むべきをかむ

○
六月月次 今按は此下に考に祭字を補はれたりまことあるべき理なり○考云四時祭式は月次祭六月十二月十一日と見えより神祇令月次祭義解は於神祇官祭與祈年

祭同如庶人宅神祭也とありおは祈年と均しく京畿諸國を合て三千百三十二座の神たちへ月毎に奉り玉ふ幣を六月と十二月の十一日諸國の神主祝部を神祇官へ集へて頒ちたまふかりその正月より六月までの幣は十二月に頒ち七月より十二月までの幣は六月に頒ち賜はせるなり○この祭の神祇令は出づ又大寶元年七月乙訓郡火雷神宜入大幣月次幣例と紀に見ゆればその始のいと古へなりけむ然るを或物に弘仁年中は此事始ると云るの何事ぞや○後釋云此祭に預り給ふ神の諸國合せて三百四座にして皆大社にて案上の官幣に預りたまふなり神名帳にも此祭に預り玉ふ神社に各々月次と記されたり其外の預り玉ふこと無し然るを考は此の祈年と均

ちく京畿諸國を併せて三千百三十二座の神たちへ云々
と云れざるの四時祭式の此祭の條に右所祭神並同祈年
とあるをふと思ひ誤られたるあり同祈年とい此祭に預
りたまふ神さちも祈年祭に幣を案上に奠三百四座の神
と同ト神等也といふ事なり○講義云此祭の起を公事根
源抄に弘仁年中に此事始るとあるは心得ぬ事なり云々
續紀に大寶二年七月云々と見えざる文意をつらと味
る今云上に引る考の訓この頃めぐらむからぬさま
なれば郡火雷神云々の文なり甚も久しき太古より有來つる事にて祈年月次新
嘗とも一人世に出來し神事とい思われ然れば公事根
源抄の説に弘仁頃の記文を見てふと其始よと宣へる誤
かり云々この詞を見るに全く祈年祭詞と同文なる事人

の能知る所なるが其中に御年神の詞一つ省かりたるの
こにてこにてべての同トが御年神の詞は省かりたる祈
たまふが爲なるを此と唯大御世の事は御祈を以かくて
て主として祀らせ玉ふが故なり心をつくべし
月次の御政畢る其夜に入て神今食の御祭ありて六月十
二月共に行へる、事あるが世人こそ別かる神事の如く
思ふめれど然にあらむ諸社の新嘗の幣帛を行はれて其
夜天皇の新嘗を供らせ給ふが如く神今食の儀は月次祭の最
重きものあり公事根源抄に神今食の儀は年二度也伊
勢天照大神を勸請申されて天子御自身神饌を供せさせ
玉ふにやとあるよ心引れて考ふるよ伊勢大神宮の六月
十二月月次祭と九月神嘗祭と此三をもて年中三節祭と
云て無上甚トき御祭なるが爲よ勅使發遣の日を以て天

皇御自身神饌を供らせ玉ひて御神事を行はせ玉ふもの
かり然れば神今食の斯る重き神事ながら猶月次祭は隸
るが故は四時祭式は月次祭云々祭畢即中臣官一人率宮
主及卜部向宮内省卜定供奉神今食之小齋人云々とあり
て儀式等の事は於ては別異あること云も更なれど其す
べてをいふ時の一として二ならざるものかり云々
月次幣帛 講義云考は幣帛波とあるは私に加られざるもの
かるべし波より乎かたまされは今此を採らむ六倭國
縣山口神詞に宇豆幣帛乎明
妙照妙云々とあるによれり
明妙照妙云々 講義云この明妙云々のこと祈年祭詞には
見えむ此に申さしめたまふは月次祭は月次の幣帛を進
らるゝが主ある故なり詞に月次幣帛と表したまへるを

思ふべし帛を進らる各詞お其御祈の言あるも月次幣
趣意と異なるなり云々 ○今按は荒妙の下は講義は本朝月令は
從ひて爾字を補へりこの誠は然る事あり
○考云祈年は右の次に御年皇神云々の文あれどそれ
の爰ははなく其次の座摩能御巫よりして御門生島伊
勢御縣山口水分辭分忌部云々捧持奉登宣と云までの皆
祈年と全く同文也故こゝは略けり ○今按はこの第一卷
は注せるを見て知べし ○又按は四時祭式は月次祭奠幣
案上神三百四座並大社一百九十八所云々右所祭之神並
同祈年其太神宮度會宮高御魂神大宮女神各加馬一疋云
々と見え年中行事歌合は宗時朝臣夏のくれ年の終り
月毎のかへりまをこの神のこゝらとあり偕神祇令義

解に庶人宅神祭とある宅神祭ハ中古までもありて記録
ぶこも見え歌にもよきてやかつ神家の神かともいへ
り貴嶺問答に宅神を即ちヤカツカミと訓えり宅ハ屯倉
かとのヤケに同ト奥儀抄よそ保食神を宅神とし執中抄
よ明月記の家神祭とある次よ件竈神云々とあるに依て
宅神ハ竈神也とせりされど竈のミからき漢土よいはゆ
る七祀の類にて門戸井竈室堂厠等をいふ由なと類聚雜
用まよ歌どもをも引て御巫清直の委しく考へ記せるも
のあり此等の事ハ題の下よいふべきを漏しされば爰よ
舉ぐ

大殿祭 ○ 考云宮内省式よ神今食新嘗二祭明日平旦大殿祭

此二祭の前後よ大殿祭あること貞觀儀式よ祭前者不奏
聞無賜祿と云にて知らる前ハ輕き故に是にも記さず祿
も賜はぬ省輔宮内已上率諸忌部等至延政門令大舍人呼
門中重東面にて南方より一の門なり是圍司傳宣如常輔
入奏其詞曰宮内省申久大殿祭此云於保登供奉神祇官
姓名率忌部候登申○四時祭式に右神今食明日平日實錄
よりして諸書神今食ハ月次祭と同しく六月十二日の十
一日の夕より曉まであり然れハ大殿祭ハ其十二日の平
旦也○此下今の儀式ハ字落ナ貞觀儀式の此祭よ云る神祇
官以管四合一合納玉一合納切木綿居八足案二脚令神部
四人昇之中臣忌部官人宮主史生神部等縵木綿左右相分
前行御巫列案後至延政門置案篋子上預設之大舍人呼門
如常圍司奏云大殿保賀比能事申賜登宮内省官姓名叫門
故爾申勅曰令申圍司傳宣云姓名乎令申宮内省進就版奏

日大殿保賀比供奉登神祇官姓名候止申敕日喚之宮内省
稱唯退出喚神祇官神祇官稱唯中臣忌部官人着木綿縵部
加木立案前直進仁壽殿御巫等入自宜陽門中央の門候於
内裡隨案共入至殿東簀子敷上御巫等執管中臣忌部御巫
等以次入仁壽殿御巫一人至承明門散米忌部執玉懸殿四角
次御巫等散米酒切木綿於殿内四角退出中臣候仁壽殿南
忌部向巽微聲讀祝詞訖至浴殿懸玉四角次懸厠殿四角次
懸御厨子所四角御巫等散米酒如初自陰明門退出次宮主
引神部延喜式至御炊殿懸木綿散米酒如初内藏寮賜祿有
差御巫料送内侍司令右の有差の次に還至本司引使部以
十字延喜式見へたり○古語拾遺神武天富命率諸齋部捧持天璽
鏡劔奉正殿並懸瓊玉陳幣物殿祭祝詞其祝詞次祭宮門其

詞亦在と云り忌部の大殿祭預ること神武天皇の御
別卷時も神代のまゝ傳へて然あるへき事也云々○講義云
此祭の起源はとも拾遺天石令天手力雄神引啓其扉遷
坐新殿云々令豊磐間戸神櫛磐間戸神守衛殿門是並太玉
とある此時始まれる事同書殿祭門祭者元太玉命供
奉之儀とあるをもて徴と爲へその同書神武天富
命云々祭宮内今云此文前に引ると見えたるは合せて天
太玉命の供奉給ひと云ことの諾るなり云々太玉命
の天宮にて供奉給ひ大殿祭もしも天照大御神の新宮
よ壽詞を申し給へるよて顯宗天皇紀ある室壽の類よて
ぞ有つらむかくて拾遺天富命云々捧持天璽鏡劔云々
殿祭云々とあるもて今云これ亦上見れば天富命の物爲

られしが始と成る如くなれども情此詞を熟讀味るに天
降まじ初國知看じ高千穂の大朝廷を始め給へる時よ太
玉命の事定供奉れりしを天富命のしも其祖業を傳へて
行われしものかりけり○祭儀の玉を以て神璽と爲且幣
物の首とせる事詞に詳かり○今按に祝詞式の首よ凡祭
祀祝詞者御殿御門等祭齋部氏祝詞とあり
神魯企神魯美 史徵云此かる神魯企神魯美の天照大御神
と高皇産靈神とを申せり然して天津璽乃鏡劔乎捧持云
々の天照大御神へ係れり○講義云この大較に天照大御
神高皇産靈神神皇産靈神三柱よ係たる方かへりて宜し
く侍るにや云々常陸風土記よ諸祖天神俗云賀味留と記
岐賀美留美
せり高皇産靈神神皇産靈神の天地にも萬物にも大元の

神よませせば然稱奉ること本よりの事なるが其餘の皇祖
天神をも大較よ該羅て然稱奉る俗オラハシかりける故よ諸祖天
神とい書るものかり
皇御孫之命 考云天孫彦火邇々伎命を申せり○今按よ此
御稱の解の祈年祭詞よ出せり
天津高御座 講義云この天照大御神の天津朝廷の大御座
所を申せり葦原中國を統御す爲よ天降奉り給ふが故よ
其御座上よ坐奉らせ給ひて天皇の御位よ即け奉り給へ
るなり云々直靈オホヒメよ高御座と申すの唯よ高き由のみよあ
らぬ日神の御座あるが故也日よ高照とも高日とも日
高とも古語のあるを思へ扱日神の御座を次々よ受傳へ
まして其御座よ大座坐を天皇よませば日神よ均しくま

是事決し云々

坐氏 講義云麻世氏と訓べし令坐豆の義なり神魯岐神魯
美命の皇孫命を天津高御座よ令坐奉り給ふ事なるが故
かり下かる天津高御座を皇孫命の葦原中國に持降り
御坐て云々の事を物し給へと仰給へるなれば皇孫命の
御自らの其高御座よ即坐をいふかり故麻志豆と訓分べ
し云々

天津璽乃鏡劔 講義云諸本に劔鏡とあるに上下に誤れる
ものかり考し鏡劔とあるに然る善本の有けるあるべし
拾遺よ天璽鏡劔神代紀よ八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劔三
種寶物古事記よ其遠岐斯八尺勾璽鏡及草薙劔とあり云
々○今按し此詞に鏡劔の之を舉て玉の事をきにつきて

世よ種々の説あり講義よも論ありて大凡然ること、聞
えされと思ふ旨有て今の省けり此事の子が考り別よあ
りて既く神教叢語よ其大略を録出せり猶委しき事暇
ある日を待つにむ

言壽 講義云紀に天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊祝曰吾
兒視此寶鏡當猶視吾云々とある此を云かり云々本註よ
如今壽觴之詞とあるは酒宴の壽するが如しと云かりそ
の神功皇后紀十三年云々皇太后宴太子於大殿皇太后舉
觴以壽于太子因以歌曰云々とあるを記よもありて其歌
の終に此者酒樂之歌也と見えざるが其歌乃中に神保岐
ほぎ狂ほし豊保岐ほぎ廻ほしとあるをもて久代の壽觴
よの善言美詞を盡し極めて云ことなれば天神の此壽言

今世にさる事のある如くありと注せるなりされば大殿祭の壽觴と同トくして言壽をる状の似たるのみから
を一事ありしなり

宣志久 講義云孝徳天皇紀一誨をノタマシクと訓るを以て能理多麻波志久と訓むべし續紀十七一詔之久三十に勅之久とあり

皇我宇豆御子 考云皇我の皇祖神の御自ら詔たまふ也後の宣命万葉にも天皇の御自如此詔ひしことあり○講義云宇都御子の紀記共一伊邪那岐命の大御神須佐之男命を指て然宣へるに貴子珍子の字を書れたるも此と同ト心はへの稱なり記傳一右の神代紀の訓注に珍此云于圖と見え神武天皇紀一珍彦此云于磐毘古とある宇豆の師

説一高く嚴きこと也とあり今の言に人の容貌を宇豆高きと云も能叶へりなほ
例一万葉に天皇朕宇頭乃御手以まゝ諸祝詞一宇豆の幣帛などもありと見えたり

皇御孫之命 考云神代紀一書に敕皇孫曰葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣この文をべて右と同ト宇都より命まで引續けて心得べし

此乃天津高御座爾坐互 後釋云此祭の大殿の祭なる故一殊一かく高御座の事の詔命あるの宜かる事也かくて此乃との即ち上に高御座爾坐互とある御座を指て詔ふ也その上文を味ふ一其高御座を高天原より降して此御國にても即その天より持降れる高御座を用ひ給ふ由なり

かの天之石位離とあるとは事の趣異にして是の持て降り給ふべき御料に設られたる御座と聞えたり故此の高御座爾坐豆とは詔へるなり

天津日嗣 考云日嗣の日神の御末を嗣給ふを云りこゝの後をもて此ことを用ゐるものあり○直日靈云天皇の御統を日嗣と申すの日神の御心を御心として其御業を継ぎ坐すが故也○記傳云この天照大御神の大御任を受傳へ坐て其大御業を嗣々し知食す由の御稱あり天武天皇紀に皇祖等之騰極とある處に古云日嗣也と註せられたり

万千秋乃長秋爾 考云安國と云々へ續く文あり○講義云瑞穂に係けて宣せせたる壽詞なり中臣壽詞に天都御膳

を長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋爾瑞穂平平久安久云々皇神等母千秋五百秋乃相嘗爾相宇豆乃比奉利云々とあるを合せて知るべしされは古事記に豊葦原之千秋長五百秋之水穗國神代紀に葦原千五百秋之瑞穂國などある國名に此御言壽に依て天神の号させ給ふ所あるものなり記傳三に云れたる如く神代の年數に抗ての万千秋かどの何程の事にも非るを壽詞と爲給へる意に然にあらむ万千秋の長秋は回々重ね行く事し宜るにて意に天地と共に窮り無きをいふあり

大八洲 國号考云大八洲の外國に對てを獨立て天下を總云ふ名あり八千矛神の御歌に八島國妻まぎかねて云々とよみ給ひ倭建命の御言に吾者坐纏向之日代宮所知大

八島大帶日子淤斯呂和氣天皇之御子と詔ひ孝徳天皇の
詔よも現爲明神御大八島天皇と宜へり公式令の詔書式
にも朝廷の大事は用らるゝ詔にも明神御宇大八洲天皇
詔旨とあり○今按は古事記は伊邪那岐伊邪那美二杜神
の淡道島伊豫二名島筑紫島壹岐島津島隱岐島佐度島大
倭豊秋津島を生みたまへる所は故因此八島先所生謂大
八島國とあり

豊葦原 國号考云豊の美稱よて葦原といいとく上代は
の四方の海べとの悉く葦原よて其中に國處は在て上方
より見下せば葦原の廻れる中に見えける故に高天原よ
りかくの名づけたる也

瑞穂國 考云ミづほのみづくしき穂をいふ○記傳云美

豆の物の美しきをほむる言よて是の穂をほめざるなり
穂の稲穂を云り葦のよのあらむ○今按は此の彼千秋五
百秋間食を齋庭の穂よ付て稱へたる号あり

所知食 考云訓注の本言をするおと古書皆同ト然れば注
よの女須とあれと文をほめせとよむべき理あり云々女
の字を用ゐるから今京の人の註なり云々○今按は此
文の原の神代より起りていと古く書傳へけむといおほ
ゆれど此女字を書るのいかにと云ふは後世人のふと書
き誤りしよぞあらむ此字一ツをもて古人の筆からむと
疑ひむの能くも考へざるものあり

以天津御量氏 講義云大祓詞は八百万神等手神集々給比
神議々給氏とある此を謂ふかり天津御量とい天神の御

議にて其議の古語拾遺に令手置帆負命彦狹知命作天御
量とある天御量の本注は大小斤雜器之名也とある如く
度量を計る器を波加里といふ其と同言にて議との相共
は其是をいひ聚めて此を其物と其事と計り合せ其理
の長たる方に因准ふの言也万葉二の神分々と記るの
其義を思ひての所爲あり
事問之 考云物いふことを古のこことふと云り万葉の歌
に多くある言なり

磐根木根乃立 考云新撰字鏡は杙を支利久比と訓○木の
杙の事なり木立との全木のものよりにて杙杙のこ立て
あるをら物言ふと云なり艸乃片葉に向へしよても知る
へし○後釋云岩根のたゝ岩よて根の添て云ふ言也屋を

やね羽をはね杙を杙根矛を矛根鳥を鳥根といふ類也木
根乃立とある乃字の決めて衍あるべし乃といふ詞あり
ての調もいとあしきが上よ乃と云べき詞にあらむ木根
たち也扱他の祝詞よこ皆木立とあれどもこたちと訓て
の叶の是は常いふ木立のことに非を考の説の如く杙
かれは根字あるよよりて訓むべきあり
草乃垣葉毛平言止豆 後釋云凡て草の大かた三葉五葉づゝ
かど並びて生る物なるよそれを關取てたゞ一葉かど殘
りけあるさまを以いふ詞よて意の唯いさよかの草の一
葉までといふなるべし云々止豆といへるの云々令止豆の
約りたるなれば他をして止むる意あり云々
天降利賜比志云々 講義云かの邇々藝命の高千穗宮の御

事より始めて歴世の天皇等の御事申せるが直よそれより奥山乃云々といふは續る時の當代の天皇の御上との成ざるを中間は今字を差挟みて當今の御事となる文法實は奇しとも妙なりとも決めて神からぬ人の企及ぶべき處にあらざらん云々此の皇御孫命の御自ら食國天下を所知を爲に天降賜ふ由は云て其言を下へ連る故に天降利との云りかくて次なる詞を反復して食國天下乃天津日嗣所知食云々止天降利賜比志と錯綜て見れば事義明あるものぞ

食國天下 考云古事記に食國訓食云袁須といひて總て身よしたかへめす事を袁須と云り○記傳云食國との皇御孫命の知し食を此天下を總言ふ稱よして食のものと物を

食ふこと也扱物を見るも聞くも知るも食ふも皆他物を身よ受入るゝ意同トき故よ見とも聞とも知とも食とも相通にして云こと多くして君の御國を治る有ち坐をを知とも食もも聞看とも申をかり云々○講義云食國天下との天降來坐て初國食看志と御事を云かり然れば今代の天皇からて邇々藝命よ係れりさて此食國即天下天下即食國かれの重複るが如くなれども然らば天下の其体を云ひ食國の其用にて上かる大八島豐葦原水穗國云々より受たる也續紀宣命にも食國天因に云食國天下登の登の辭の食國天下と與の意の登かる事いふも更なるが尙此上に兼含る意ありその天降給ひよより受る時の邇々藝命の御事の終と成り天津日嗣云々は續く時の今の

天皇の御事の始と成りて二は亘る義あり能味ふべし○
今按に此の登といふ辭の常は登志豆の意は用ると同ト
かるべくおほゆれと與字の意といふもめづらむけれは
舉げつ

天津日嗣所知食須 講義云今上の御事を指奉るかり次な
る今字を此頭に回らして心得べし○食國天下といふ悉く
天下の公民を統べ親しむ給ひて治め有たせ給ふ由にて
事の御政に係り天津日嗣所知食といふ天下乃貢調を聞食
して百姓の仕奉る道を治め給ふ由にて事の寶祚に係る
を共に天皇の天下を有たせたまふ御事は申すは於ての
同トさかながら其條理をいふ時のかく殊異なる所あるが
故は此二を並べ云る也云々○今按は此亦いと穿鑿^{ウツカチ}た

る説なれど参考の爲に記せり

今 講義云今の毎年は大殿祭供奉の時の今よて其御代を
指ていふ此言をもて天孫降臨の古を別てるなり

奥山乃大峽云々 考云峽は山と山の間あり云々良材の嶺
などにはあらで山のたこみは多き物あれば然いふなり
○講義云木を採る深山を云なり祈年山口祭詞は遠山
近山爾生立とありその山を司り坐す神は申す詞あるが
故は汎く然云るが此の唯に宮材の用に付ていふ故は奥
山といふ云るなり その今いふ迄も無く良材の山峽は木の
出る事専ら深山なる故ぞ
生立よろしく又扶梳する所なるをもて也

立留木平 講義云山口神祭詞に生立留大木小木とあり
その山口神にすべての木の事を申すが故に然汎く生

立との云るをこゝの用ある宮材のことを殊更に取出
ていふ所あるを以てたゞ立留木との云り
齋斧 講義云齋の齋慎て淨からぬことを避るかり古書中
に齋場齋館齋藏齋殿などいふより始めて雜具に至る迄
も齋斧齋鉏齋鎌など其具の上に冠いふ事常也云々和名
抄工匠具部は斧和名乎能一云與伎
伐採豆 考云貞觀儀式の大嘗宮條に稻實卜部率造酒童女
同郡司各一人物部男六人子等五人工十人夫等爲採内院
料材向卜食山即祭山神其料云々祭畢造酒童女先執齋斧
伐樹工匠次之役夫次之訖歸來との類にて常の宮造の材
をバ忌部その山に向ひて祭して伐始むること此文よて
知べし紀よも後の物よも宮材を採山神木靈を祭るこ

と見えたり
本末 波平云々 考云万葉は手むけは祭字を用う
中間 平持出來氏 考云この中間を用るはもとよりの事か
り本末を神に祭るの今も遠江國人大木を伐て其梢を
折て切たる本株の中らにさし立侍りぬ古へも然するを
本末を山神に奉るといふ云ならむ他國よても然するか問
べし○講義云遠江に限り諸國にてもする事なり
齋鉏 乎以 考云貞觀儀式大嘗宮の柱立る前は大祓有て始
作内院雜殿造酒童女執齋鉏掘稻實殿四角柱穴物部次之
役夫次之と見ゆ云々
齋柱 講義云倭姬命世記に齋鋤乎以天齋柱立一名天御柱
まゝ大神宮儀式帳に正殿心柱造奉とある本注は其柱名

号稱_二忌柱_一と見え云々齋柱と云_レ齋斧齋鉏などの如く齋
清ま_レり仕奉るをもていひ天御柱と_レ伊弉諾伊弉冉二
神の化豎たまひ_レ天之御柱_一と_レ記傳_一と説れたる如く身
屋の中央の柱にて所謂心御柱也云々

天之御翳日之御翳講 義云これ迄に舍を建るおとをいひ
此には草もて屋を覆ふ事を云なり

瑞之御殿 考云あらか_レ在所あり所をかとも云り○講義
云古語拾遺_{石窟}段_一手置帆負命彦狹知命以_二天_一御量_一伐_二大峽

小峽之材_一而造_二瑞殿_一_{古語云美豆}云々又_{神武天}建_二都_一檀原_一經_二

營帝宅_一仍令_二天富命_一_{命太玉}率_二手置帆負彦狹知二神之孫_一以_二齋

斧齋鉏始伐_二採山材_一構_二立正殿_一云々故其裔在_二紀伊國名草郡

御木麤香二郷_{古語正殿}採_二木齋部_一所_レ居謂_二之御木_一造_二殿齋部

所_レ居謂_二之麤香_一と見えたる是也云々おを瑞之御殿汝と引
續けたる意_一訓べ_レる_{考に乎}字を加_レへ_れる_{中々ある情進なり}

汝屋船命 考云汝_レ常_レい_レま_レし_と云_レひ崇_レて_レい_レま_レし_と

云ふ事續日本紀の宣命_一と_レ知らる_一○講義云汝_レ御殿を

屋船命と崇めてそを汝と指せる也汝を續紀宣命_一と美麻

斯と有_レに依_レべ_レ御座_一の義なり又_レこを伊麻斯と云_レる_一所在

よて共に汝_レ字に當_レべき言_一ながら美麻斯_レ上_レ様_一ある方_一

申し伊麻斯_レ其所_一に在_レるを指_レ云_レて崇_レ詞_一と_レ非_レれ_レバ_レ同_レ等_一よ

り以下へ係_レてい_レふ語_一と聞_レえ_レたり_{云々}屋船命_レ下_一屋船

久々能_レ運_レ命_一屋船_一豊_レ宇_一氣_一毗_一賣_一命_一と稱_レへ_レ別_レた_レれ_と本_一一_レ神_一な

りその屋船命と申_レ時_一の木_一を山_一に伐_レり_草を野_一に_レ効_レて_レ造

成_レしたる全體の御殿の御靈と坐_レ神_一の謂_レなるがそを辭

分ていふ時の木神草神は坐り是故に久々能運命豊宇氣
毗賣命と申せるを屋船と上は冠て申す其木草をもて
作れる御殿にて稱申すが故にて受張たる御名は非き屋
の舍宅なり宮といふも御屋あり神祇令義解また靈異記
等宅神と見え野府記は長元三年十一月廿五日乙卯
宅神祭とあり昔の人臣の家までも殿祭に擬へて行へる
よあそ奥儀抄に保食神者宅神也とあるをも思ふべきも
のかり船の舍宅は拘らむ神号はて布禰の大根と申す稱
名にて云々布と保と通ふ例は天穗日命を出雲風土記は
天乃夫比命と書し古語拾遺は御祈玉古語美保伎玉とあ
るを此詞は御吹支乃五百箇御統の玉とあるなどいと
多かり保の大なる由は記傳に御大之御前の例を引て記

は穴大部天武天皇紀は迹大川万葉十三は爾太遙十九は
爾太要などありと云れたるが如し根の主といふ言也云
々

天津奇護言

講義云この下に此乃敷坐云々とあるを指て

云かり上は天神の言壽宣志とあるは天上にての護言な
るが其に因准て宮柱太敷立て屋舟神を鎮祭り其祝事を
ものする事あるが故は天津奇護言と云なり護言は言壽
也然れども言壽は其對ふ所の神は在れ人は在れ其徳と
なすべき所の美を列ね善を擧て稱へいふ事あるが伊波
比許登は其幣物を奠りて齋き崇つくを本として即その
事の上は於て如此こそ有まほしけれ然こそ願はしけれ
と希求る條理を告る由也然れば神を社に祠くを伊波布

と云も此由あるが其をバ保具といふ云ざるをもて此差別
を定むべしかゝれば奇護言といふ天津宮にて事初め給へ
る奇異なる護言といふ義にて幣物の御祈玉及び明和幣
曜和幣を献て屋船命を鎮奉り給ふを云が久須志と冠ら
せざるを以この祭の世は妙なる功驗あることを聞くべ
きものなり

言壽鎮白久 考云即ち其奇護言を種々と云ひ榮を云ふ
次々にある事皆是あり○講義云下に柱桁梁戸牖の錯動
鳴事無久とあるに照應ていひ且の顯宗天皇紀室壽の御
詞は築立稚室葛根築立柱者此家長之御心之鎮也と見え
万葉集歌は真木柱太心者有之香杵此吾心鎮目金津毛と
ある如く家は先柱をいひ柱は鎮る由をいふ常例と

聞えられたるなるが此詞なるも其如くなる上は凡ての御
殿の全体を以て屋船命の神体とせし其御靈を天津奇護
言以て齋ひ鎮め奉りその屋船命の平けく安けく鎮坐む
事を言壽白を由にて其裡は其御殿の内に坐て天下所
知食む皇御孫命を動かく鎮りまさしめ給へと乞祈む由
なるが故は次は此敷坐大宮地云々の事を言竟して其終
は平久安久奉護留神御名乎申久屋船久々運命屋船豊宇
氣姫命止御名平稱奉利と申す一神の功用の本と草とを
集て大成ることを委曲に徴したる文あるものなり
此乃敷坐大宮地 講義云當今の大宮地を云り譬へば邇々
藝命の高千穂神倭天皇の檀原かどの類なるをいふ也敷
坐の事の上に已は注せり

底津磐根乃極美 考云地の底の極りまでと云かり○講義
云下に堀堅たるは照應詞也○大地の根底までも大宮
柱太く立る際限を云なり高天原は對するをもて知る
べし此を以て見る時の屋船神の御殿のみの神に坐さ
ぎ其敷ます大宮地の守護を兼て鎮り坐す事決し云々さ
れども此神を總ての大宮地の神とい申すべからぎ其舍
屋の立る所に就て守護り在る御事也大宮地の神の古語
拾遺に坐摩は大宮地之靈と見えさり思ひ混ふ可らぎ
下津綱根 考云下津とい唯殿の下の地にて上の底は異
なり綱根の顯宗天皇紀室賀の御詞神代紀の大名貴命の
宮の事出雲風土記の楯縫郡の詞を合せ見るは上ツ代の
殿造りの上下縦横は千尋の綱もて結固めし也こゝより

其柱根を結し綱よりて下つ綱根といふのこそ乃綱も
後世の如くはあらぎ葛もてせし故に顯宗紀に葛根と書
たり其外綱根など書しは古に叶はぎ○神代紀一書云汝
應住日隅宮者今當供造即以千尋栲繩百八十紐顯宗紀室
壽に築立稚室葛根築立柱云々風土記に五十足天日栖宮
之縦横御量千尋栲繩持而百八十結々下而此天御量持而
所造天下大神之宮造奉請而云々

古語云番繩之類云々 講義云荷田在滿曰番繩の昔の宮室
を作るは材と材とを繩にて紹ひ着て作れるなるべしそ
の繩の床下はあれは下津綱根といふか即ち下に葛目
の緩比とあり然れば此處の葛を以て諸の柱を互に繋ぎ
合すと見えさり

波府蟲 考云波府蟲の地はふ蛇虹の類あり上代に國荒
く家の構疎に人も平土に臥し時この昆蟲の害ありけ
む云々○後釋云蟲の地に這ふ物なる故に都て蟲を然云
かり鳥を飛ぶ鳥と云ふ同ト猶又花をさく花雨をふる雨
と云も同ト事なり

高天原 講義云地外を圍繞れる氣中を稱ふ号よて高天原
爾神留座まよ高天原 爾事始天などいふ例とい異なりそ
の青雲の靄極と續けるを以知るべきものあり○今按よ
天また高天原の事の古人も説あり予も少か説あれと別
よ云べし青雲云々の祈年祭に出たり
天乃血垂 後釋云應神天皇の御歌よ毛々知陀流家庭母見
由とよませ給へる知陀流と一にて古事記上卷よの登陀

流とありその上代人家の屋根の竈處の上の煙を出す所
の名ありされば其上を飛渡る諸鳥の毒などある糞まよ
さらでも毒物など昨來て竈の上へ落す事などのありて
其毒にあたる類これ高津鳥の災あり云々○今按よ血垂
を考よの文字の如く解かれ平田翁も是に從ひれたれと
此の文上と下とを對へ云るよて必き後釋の説の如くお
らでい叶ひ難し又講義よ血の道の義垂の所謂天之八衢
とも云よとく幾條も多き氣脈を云るが神の更よも云い
き大虚を往來ふ鳥も各其道路有て通ふ事と見えよりと
て上件の説よは從はざれと予は猶さもおほえねは取ら
せ

堀堅多留柱 考云柱根に石を居るは後なり大嘗宮は後世

も掘て柱を立今田舎の賤しき廬は皆然り○講義云柱は
和名抄具住宅柱波之良とあり間在也○今按ハ名義はい
かゞあらむ信ひ難し桁梁なども皆之に准ふべし

桁梁 講義云和名抄ハ桁屋桁也計太掛板と云棟梁也宇

都波利全張な

戸牖 講義云和名抄ハ戸野王案在城廓曰門在屋室曰戸外

して室中に界ふ牖説文云在屋曰窓在墻曰牖和名未止と

あれど屋あるをも墻なるをも未止と云あり

錯 考云行合を省き通せせて云のみ○講義云木交マて柱

桁梁戸牖の行合ふ所を云なり○今按ハ加比アヒは合マと同ト

神遺方ハ水カと火カ氣カを加波世とあるかとも合せの義あり

葛目乃綏比 考云上に云る綱根も同トくて爰は小物の固

のみ古は葛綱を通はして云ひつ○講義云句を隔て下ノ
無久とあり其心也云々上ノ下津綱根とある下ノ注る如
く上代の家造は何所も何所も繩葛を以て結固クえし物か
るが故に其結目の綏スぶスと無くとは云なり室壽詞に稚
室葛根云々を此ハ對へて思ふべきものあり

取菖計菖草 記傳云加夜は記ハ以ニ鶉チ羽ウ爲ス菖草トありて訓ニ

菖草ニ加夜ト注せるが本義にて何ハまれ屋菖ハ料の草
を云かり云々茅と云ふ一種あるも屋菖ハ主に用る故
の名あり

噪岐 考云今も亂れそハけと云り○講義云源氏野分ハ曾

々計ハる菜かどあり此は鳥などの啄み散すを云あるべ
し凡ては屋上に取菖く所の草の亂ハ無くとの義あること

云も更かり

御床都比

講義云此對に夜女能云々とあるは夜御殿の事

を云こと著ければ此御床は諦しく晝御座を云かり都は

例の之に通ふ都。比は邊よて御床之邊といふ義也海邊濱

多くある語なり

佐夜岐 考云この所は事無と云べきを下しいふ故に略け

り云々神武紀に聞喧擾之響此云左椰いふが如くさやめ

き鳴を何物とも云へり○今按に記傳は物の音の喧しく

騒がしき事也とて委しき説あれど長ければ引出せ

夜女 後釋云夜女は夜目にて夜眠れるほどをいふ朝に目

の覺たるを朝目と云に對へたる言かり

伊須々岐 考云伊は發語の古事記に神武天皇の後の御

毋陰を神の矢は突れて立走伊須々伎々といひ又火遠理

命へかの鉤を咀て返し給に須々鉤とのたまふことを紀

に跟躑鉤と書たるをもむかへ万葉に二人の男の一人の

女を争ふを須々志競と云るも皆後世すべると云は同ト

くて心も心からむをるる事あり○後釋云この夜ねぶ

れる程ものはおそいれかとして驚く類をいふかり

伊豆都志伎 考云万葉は旅路かどは都々美なく在こと云は

あやまち滞かかれといふ意あれば右の伊須々支は續け

云ふべき言也○後釋云この上の御床つひのさやぎと

夜女といすべきと二を受てさる類の伊豆都しき事無く

といふかり

奉護 講義云護は神の護り給ふ事よて奉は神より天皇は

奉るなり

屋船久々能運命

記傳云久々の莖なり和名抄も莖和名久

木とありそを久々と云るハ万葉十四久君美良莖なり莖ま

と九久多知和名抄に蔓久々かど云り智ハ男を尊む稱也

○史徵云古事記ハ伊邪那岐命伊邪那美命云々次生木神

名久々能智神次生山神名大山津見神次生野神鹿屋野比

賣神亦名野槌神神代紀に生木祖句々迺馳次生草祖草野

姫亦名野槌一書ハ生木神等号句々迺馳かど見えたれど

も悉く誤れる傳ハて實ハ木神草神ともハ豊受姫命の幸

御魂ハ坐すなり

屋船豊宇氣姫命

史徵云引結魯幣葛目乃綏比取菅留計草乃噪

無久と云るハ野神草野姫神の幸ハたまふ功德ハ係れり

然るを草野姫といはせて豊宇氣姫命と云るは如何と云

に此神實ハ稻穀を生給へる神に坐ハを餘草をも生ト給

へるハ其幸御魂の御業なる故ハ此ハ本御靈の名もて云

るなり又稻も萱も共ハ草なれ殿造には草は木ハ次でや

むとどなき物ゆゑに如此委曲ハ言壽奉ることなるハ草

野姫神を舉ハまをぬ事のあらめや云々○講義云屋根に

菅く所の草の神也然らハ草野姫とか野槌とか申すべき

を如此なるハ辟木束稻の事をも兼たるが爲ハ其本ハ御

靈の名を表章せるなり云々且は上ハ天津日嗣所知食云

々とありて下ハその結びありて皇御孫命朝乃御膳夕乃

御膳供奉と見えたる其事を兼たれハ屋船草野姫とは云

ふまどくその本もて屋船豊宇氣姫命と申すべきこと

あり

是稻靈也俗謂宇賀能美多麻講義云是稻靈也はその豊宇
氣姫命の本分の御徳を注せる也俗謂云々甚トき誤を
り云々○今按講義豊宇氣姫神を宇賀能御魂と申す
を誤かりと云れど紀伊伊弉諾尊の飢時生神曰倉稻魂命
とあるは正しく記生大宜都比賣神とあるにあたり此
大宜都比賣神やがて保食神とて豊宇氣神も同神にます
こと古史徴の説動くまトくおほゆれば本注誤非也又
宇氣は食の義とてその宇を省きて氣といひ又宇加とも
活用す由かとは記傳に説かれたるを見るべし
辟木束稻置於戸邊講義云其狀いかに有けむ今知るべか
らされども辟木は立て置き束稻と穂を下へ向て垂る

かるべし今國々とする所の正月の飾に物する門松注
連繩かど吾淡路の齋木とて此も似ることあり

以米散屋中講義云神事に物する散米にて此は殊に妖氣
を拂ひ不淨を清々しくする事ある故に諸神事遺り傳
はれるものとおほえさり云々今も淡路國かどにて打
蒔とて産屋に搗精けたる米を置くそ古の遺れるなり○
今按平田翁の玉禊今昔物語の兒の枕元在り米
を投て妖物を逐ひし事又物語書かど打まきの事を云
るなどを引き山人に伴れたる寅吉が話をも舉げて妖物
の精米を長る由を云はれたり其事いと長ければ引出
せ彼書を披見るべし

齋玉作等我後釋云齋て玉を作る人なり齋は作る人に係

れる稱也○講義云姓氏錄に齋玉作高御魂命孫天明玉命
之後也云々とある是かり古語拾遺に太玉命所率神云々
櫛明玉命出雲國玉作祖也また櫛明玉命作八坂瓊五百箇
御統玉と見えまゝ神武天皇段に櫛明玉命之孫造御祈玉
古語美保伎其裔在出雲國每年與調物貢進其玉と見え臨
玉言祈玉也
時祭式にも凡出雲國所進御富岐玉六十連三時大殿祭料
三時六連臨時
郡神戶玉作氏造備差使進上とある是よて云々齋を加
へて云るは太玉命以來其裔の率る所の齋部おればなり
瑞八尺瓊云々考云八尺瓊は長き緒に五百と多くの玉を
貫たるをほめいふ也その八は彌よて云々尺は漢字を借
しとの云々八尺を八坂とも書しに依て玉の御統は御は
出し地名ぞと云いふに足らず眞にて美ホムる言すまるとは數の玉を緒に貫てわがねくより

よせたるを云ふ云々御吹の右に富岐と書しよて今云こ
の臨時
祭式に御富岐玉と吹の借字なるを知べし此祭を大殿は
あるを云れしなりがひと云てほがひのほぎを延ぶる言又上よ言壽鎮とも
いひ下の神賀にも玉もて壽ホキ申せり然ればかゝる祭に奉
る故に御壽の玉と云なり云々○講義云御富岐は御祈
也古語拾遺に御祈玉古語美保伎玉言祈禱也云々○記傳
云美須麻流の神代紀に御統此云美須麻屢とあり纂疏に
以絲貫穿總括之也とある意にて須夫流と語通へり志婆
流。忘
麻流なども本同言の轉れるなるべし云々
明和幣考云氏に多倍の約よて爾岐多倍とも爾伎氏とも
いふのと明曜の其色をいふ事上よ出爾伎のよく調ひあ
へる事を萬の物よ云りこゝの布のよきを云○記傳云幣

字を書くを神に奉る方_ニ付ての事にて此物の本義_ニあらざ

齋部宿禰

考云宿禰と書て借字_ニて少兄_トと云言也_ト本

皇子を大兄_トと申し臣を少兄_トと云るもて臣の一_ノかばねと成_レたりその奈延の約_ヲ禰おれば須久禰といふ且兄はえともせとも云て人を崇むる言也_トさてか_ハね_ハあ_ガま_ヘ名ちふ事_ニて總べてのかばね皆其氏につけて崇め給ひて上より賜えせり此事後人多くは惑へり○今按に氏_カ姓_チの事記傳允恭天皇段に詳かり事長ければ引かざ又考_ニ此を崇_スへ名_ノ義_トとせられされと信ひ難_トま_ニ齋部氏の事は祈年祭詞の末に見えたり

言壽鎮奉事 能云々

講義云上_ニ天津奇護言 平以言壽鎮白

久とある結_トなり云々あらゆる居宅具を並べ擧てそれ_ノの言壽をなして屋舟_ノ命の御靈を齋ひ鎮むるが尙遺る所あらむか_ト其心づかひして漏落む事とは云るあり云々さて此文のかく盡したる上_ニも猶漏落む事を_ハ云々とあるすべての事の趣を考へ見よ屋舟_ノ命は端之御殿の神靈なるが居宅の具と成れる物悉く木なるは久々能運命。草なるは豊宇氣姫命と二柱神の主領き在_レることあるが故_ニ平けく安けく住居る事也然れば少_シき葛目の緩ひ少_カる草の噪といへども此神等の能く守り給ふと守りたまはざるとの間_ニ在る事おれば殊に此大殿祭または庶人の宅神祭はよくせまほしき業あり

神直日命大直日命

考云伊邪那岐命身滌_シ給ひて先_ニ八十

禍津日神を生給ふをそれ直し給ふとて次は神直日大直日、二神を生ましきその二神萬のひが事をも宜しく直したまふ故はかくと云り。○記傳云直日とは禍を直し給ふ御靈の謂也。○講義云屋舟神等の御靈を言壽ぎ齋ひ鎮め奉れるが豈諸種の物どもを悉く擧ることを得むや漏もと落もしたらむを神直日命大直日命を食して諸の禍災事勿らしめ給へとあり。

聞直見直 講義云聞直は祝詞に係り見直は幣物に係れること云も更なり

詞別白久 講義云瑞之御殿の總体を以屋船命と稱へ其採用る所の草木は就て久々能遲命豐宇氣姫命と御名を表章し其事の整ひ備る上は於て大宮賣命と稱申を御事な

るがその當然をいふ時の引續きて上文は附くべきをそれよと物々は依て各々別々言壽き齋ひ鎮るよとのあるが故は所狭く云べき所なく且彼の御靈を齋鎮る事を主とかし此の其神の守り給ふ所詞を云列ね其御防護を祈り奉るを主とせれば自然其事の別なるが如くなるに付て一聯乃文にのちたまトきが故に殊更に申せるよの有けれ別神ありて申す由に非ざるが故は唯は詞別白久といふかりけり。○上の祝詞の禍無く福有む事を壽ぎ稱へて禍福ともに天然なるを云が此詞別の咎過おくして安く全けからんことを祈申せるにて人爲の上にある事をいふ此祭と詞分とを混は爲ざる所以あり云々。○今按に屋船神と大宮賣神と同神とするの頗る附會に似たり

といへども姑く舉おきて後日の考は備ふ猶能考ふべき
かり

大宮賣命

古語拾遺云

令大宮賣神侍於御前

是太玉命久志備所生神如今

世内侍善言美詞和君臣問令宸襟悅懌也

○考云古語拾遺は大宮賣神の天照

大御神の御前に侍給ふ神にて今の内侍の君臣の間を和
せるが如しと云るのこゝは合へり○今按に此神の御事

古史傳及び玉禊等に委しく見えたり

同殿

能裡爾

云々 講義云殿を意富登能と訓む證は拾遺に

大殿祭の大字を省きて殿祭と作き神代紀に同床同殿と

あるを駿河風土記に引る香具山日記は同床共大殿と

あるを彼此合せて知るべきなり云々在所といふ時のそ

べての御構内をいひ止乃の處主の意にて云々止乃とい

ふ時の天皇の身屋は局れる名かりけり

塞坐

講義云物に蓋をして刺塞きたる如く神の御殿内は

充塞り在をいふ

参入罷出入

記傳云参り貴所へ向行をいひ罷り貴所より

退去を云○講義云此の日々に王臣の朝参する事を云り

凡ての文意を思ふは参入罷出人云々の下に親王諸王諸

臣云々にて此は神等の伊須呂許ひ阿禮比坐のその王臣

等も依託て顯は思からぬ事をなさしめ神の御守の際を

伺寄て大殿裡にて禍を幽はかす神の所爲をも綜緒せる

文なり

選比所知志

講義云天皇の大御許は参入罷出る人の品を

鑒定たまひ然るまどき人の出入を止めさせ給へとなり

神等能 伊須呂許比云々 考云伊須呂許比の伊の發語にて
須呂の須々呂の略。許比の伎の延言にて須々呂伎也この
右よも云る如く心も心からきあるをすゝろくと云に同
トくてかの八十禍津日神等のさまをいふ也云々かく惡
しき方へひきある神を和して逐ひ給ふ女神の功をいふ
○講義云言直の言の事業にあらき言語を云なり和の荒
るゝ者を和むると剛き者を解くとの二義を存せる言也
言直の言語を以其曲るを直を由かるを和し御業を以
その荒びを鎮むる意あり○この右に參入罷出人乃云々
とある對にて彼も此も同ト神の所置ながら彼の人の作
業の發見する所をもて語をかこ此の本意を擧る所の禍
の類にて自然の如く來る所あるが眞の自然にあらき

殃災福祥ともに神業あるを徴せる古語也○世の道速
ふる惡神等もありて云々家に災禍し身は害爲ること多
かり此を凡人の心をもて見る時の自然の如く偶然の如
く思ふ事也實の人の眼の能及ぶ所は非るが故は自然の
如くなるあり然れども此詞は神代の神等のさる禍福
の因縁も何も御自ら直に見行し事を有がまゝは言述ら
れたるなれば其心して伺ふべきものあり
比禮懸伴緒 考云領巾の女の懸る物あり古の總ての女の
懸ること紀にも万葉にも見ゆれどこの禊かぐる男と
對へいへば大御食は仕る采女を専ら指をなり○記傳云
比禮といふ物の何にまれ打振る物をいふ然れば魚の鱗
も水中を行とて振る物。服の領布も本の振る料あり
上代領

巾の必ず振り ○御食は仕奉るは殊に比禮を懸る由の比
禮のものと振て蟲などを撥む爲は懸るものかりしが後
遂は禮服とされるなり云々 ○和名抄に領巾頂上飾也日
本紀私記云比禮 ○伴との官職はまれ何はまれ一部とも
なふを云某伴某伴と云是かり登母賀良かと云も此意又
何とかく交り親む人を友と云も同意かり緒の長の本語
にて云々伴緒の其部屬の長をいふ稱なり

襦懸伴緒 考云御食を造る男たちなり業する人の襦かく
る事既は忌部の幣を頒つ事に云が如し ○後官職員令は
采女六十人延喜采女同式は采女四十人と見えたり同令
内膳司に膳部六十人掌造御食といへり ○講義云天武天
皇紀は膳夫采女等之手襦肩巾とある采女は肩巾を當れ

は膳夫の襦かくる伴緒也

手蹟足蹟 考云大御膳は仕奉るは手足のあやまちつまづ
きあらせぬなり ○後釋云手蹟の御膳物を取はづし過つ
如き事なり ○講義云万葉二は黄葉の散のまがひにと有
の黄葉の散、まよふ事と云るがまがひは亂字のよく當れ
りゆくりかく過つを云かり

親王諸王諸臣 後釋云すべて如此さまは列ね擧ること上
代にの臣連國造伴造百八十部など云りき諸王諸臣と連
ね云る事の書紀の推古卷は見えたり其頃よりの事ある
べしさて天武卷に至りて親王諸王及諸臣とも親王諸王
及群卿とも親臣諸臣及百寮人とも親王諸臣及百官人等
とも見えたり

百官人等 考云官人といふの令にての初位以上六位以下
官位ある人を云れど是の無位まで總て仕奉る人を云
べし○後釋云百官と云ふとい何頃より云をめけむ甚古
くして古事記にも見えたりされどおのものと漢籍に倣へ
ることなるべし○今按に風神祭詞に百乃物知人と見え
て此の固りの古言と聞ゆれば百官人といふことも有り
やとけむ必しも漢に倣へりとのみの云難かりぬくや
已乖々 考云おのがむきく^くの万葉にもよめり○講義云
己が向々^々の氣隨あるを云ふなり○今按に乖字のソムク
と訓ばムキと云むの如何なれどもおほよそ借て書る
かるべし
邪意穢意 今按に邪も穢も大凡似たることなれどそれを如

此さまに重ね云ひて文を飾ること古言に例多かり清支
明支誠心など云ふ類あり

宮進 後釋云百官人の大宮に參入仕奉る事を此神の勵
たまふを云なるべし○講義云進の大宮仕に怠退^{マシロク}こと無
さを云なり

宮勤 講義云宮仕に緩と怠ることかさを云
咎過 講義云已乖々の事の咎なり手蹟足蹟の如きの過か
り

大宮賣命 止 講義云上に擧る如き御守のことも悉く君臣の
間^間に係れる國家の大事なるを此神の大宮の内^内に塞^塞坐^坐て
預り所知食す御靈に依れる故に大宮賣命と稱へ奉れる
なり云々拾遺に大宮賣命云々本注云々今云上に擧たど
れば略しつ

あれは唯に君臣の間の事の如くなれども此詞に神等乃
伊須呂許比阿禮比坐を言直し和し坐とあれは神と君と
の御中をも和したまふなりけり云々

○
御門祭 考云四時祭式は四面御門祭十二月御川水祭同上
の左に右四面祭御門巫御川水祭座摩巫各行事と見ゆ夏
の六月か式に漏たり○講義云四時祭式は云々と見え
るに此御門神の四面御門は齋く所座摩神の御川水は在
す所也と雖常に神祇官西院は齋かれ御座て祈年月次
新嘗等の其所にして祭らるる所なるを六月十二月兩度
然るべき日よその守護り坐を四面御門につき御川水は
付て祭らるる其幣物也これを齋部氏の仕奉る御門祭の料

からむと思ふに非むその祝詞の首は凡祭祀祝詞者御殿
御門等祭齋部氏祝詞と見えたるに少くも拘る状ならぬ
に別あるが故也思ひ混ふべからず齋部氏の行ふ御門祭
に大殿祭に構行する事下に云るが如く因は云御川水
祭に神祇官西院坐廿三座乃中なる座摩巫祭神五座とあ
る此神等を云なりさるに右の幣物の員數を以按るに御
門神の八柱ある故は凡そ八數あり御門神の例を刻きて
見るに座摩巫の行事は御川水神の料に凡て五數なるに
其祭神にて五柱なるが故あり是以御門神御川水神等の
常の御門御溝カベミツの所は在て守護まじ神祇官にて祭らせ給
ふ所の即ち其靈を齋かせ給ふ所なるを知るべし○今按
に御門祭御川水祭の事講義の説いと委し故此詞にのさ

とも用あるにもあらねど煩しく擧げたるあり○講義云
祝詞式は此詞をかく別條に出されたりと雖その式の大
殿祭は隸て共に行はるることにて眞は其詞別の如く
ある也その古語拾遺は殿祭門祭者元太王命供奉之儀と
あるに上は云る如く同書の岩戸天照大神を新殿に遷し
坐せ奉る下に天兒屋命太玉命以日御綱今、斯利久廻懸其
殿令大宮賣神侍於御前令豊岩間戸命櫛岩間戸命二神守
衛殿門とある時に供奉られし事にて皇孫命の初國知食
と高千穂にて定りつる神事と見えたり但守衛殿門とあ
るに深く心ありて記されざる物にて常に宮門などと云
との異にて御殿と御門とを完衛給ふとの事なりさるに
大宮女神の御殿の内なるは御門神のそを守護り坐とす

るに如何しき状かれど猶委しく見るに令大宮賣神侍於
御前とあると大殿祭の詞別とを合考るに大宮賣神の專
らとの其大殿の内は坐て君臣の間を守らせ給ふを
御徳とし給ひ御門神の御門の云も更也御殿もあれ人
の往來出入ある戸口を守衛たまふ神はませば守衛殿門
との聞えたる事なりけり云々此詞の大殿祭は付きてそ
の詞別の文なるも又謂ある古傳ならむやさるに屋船命
と申すに御殿の更かり御門も何にも本を以造り草を
以て覆ひて屋根とする所の悉くこの神の恩頼に依る所
なるか其内は在る所の物事の御門神此を防護りその
戸外に在る物事の御門神此を守護給ふが故に彼此相分
るが如くあれども共は屋内にして在る事なれば眞に屋

船神に屬てぞ祭らるべき事なりける拾遺神武天皇段に
天富命云々殿祭云々次祭宮門今云上出とあるも別々
一行はれし状なれど能見れば次は引續けて行へる
り云々又殿祭門祭者太玉命供奉之儀云々中臣忌部候御
門云々とあるの殊は亮々なる者なりさるの殿祭門祭と
いへれば異からむに宮内省奏詞にも件を別けて云は
で聞えがさきを將供奉御殿祭而中臣忌部候御門と云も
云るの御門祭の御殿の中に在て行はるゝが故也云々貞
觀儀式延喜式北山抄江次第等にも其儀式を別載られ
ざるの大殿祭の中は在るを以てあり祝詞式の首は御殿
御門等祭者忌部祝詞とあれば其頃著明き祭祀あるを何
れを見ても幣物の更也其式をたし記されざるに疑を

けて考ふべき事からせや然るを賀茂翁の考は四時祭式
よ云々今云上出せれば是の巫を神主とし忌部の祝詞を
讀む奉幣の本より也と云れつれども委しからせその四
面御門祭の其巫ありて常に仕奉るを以祭らしめ給ふ
かれは忌部のもとより預る所からせ且御川水祭と並べ
行へるゝも大殿祭との別あるが故あり云々四時祭式大
殿祭の條に云々その祝詞の忌部向巽微聲申祝詞とある
其中はあるべしその御門神も大宮女命と共に鎮坐す
所神祇官西院なれば其方を指て巽に向へるなり且御
門神の玉の用なきが故は祝詞の記さき散米酒の
なり幣物を進ること無し云々櫛岩牖豐岩牖と申す事
と有て上は大宮女命止御名乎白事波とあると同トく

て考よ此上に今少し言の有らぬ無し是のみかゝるの
若落たるかと云れたる如くなるいひしらぬ味よて大
殿祭の詞別と相並べるが故あり

櫛磐牖豐磐牖命止 考云奇磐真門ちふ言し櫛云々の字を
借とり○今按し古事記に天之石門別神亦名謂櫛石窓神
亦名謂豐石窓神此神者御門之神也とあり又古語拾遺に
令豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門並是太玉と見え
より猶祈年祭御門巫祭神の下よ云へり○講義云この大
殿祭の詞別し大宮賣命止御名乎申事波皇孫命乃同殿能
内爾塞坐とあるし對せる文なり然れば上に詞別白久の
此詞に係れるよと決きものなり云々御名乎申事波と云
るのものとよりの御名にあらざ其守衛たまふ事し就て稱

たる所あるが故に上句の上より云々神を云々と御名を
申す事のとある意也その櫛岩窓豐岩窓神の本名天石戸
別神なるを御門を守り給ふ由を以て然稱へざる事の本
を表す故に如此の云るあり

四方内外御門 後釋云内重中重外重を兼て云かり考し内
の中重乃諸門と云れたるのいかゞ
如湯津磐村久 考云多くの群磐ちふ事也村の群の意
踈備荒備來武 考云神皇祖の御言向し從ひてして御孫命
を踈む也云々

天能麻我都比登云神 考云古事記に初於中瀬隨迦豆伎而
滌時所成坐神名八十禍津日神訓禍云摩賀下傲之次大禍津日神此
二神者所到其穢繁國之時因汚垢而所成神也云々こゝよ

此神をいふ○今按に天能の天上之の義にて天上に坐を
禍津日神と云ふかり常に天之某神と申す天のとい聊か
異なるべし御門祭の元の上は記せる如く天照大御神の
天岩窟より出まして新殿に遷坐しし時に御門神に殿門
を守らしめたりとあるは起れるを此岩窟隱の惡事はも
禍津日神の御荒より事起りつるなれば即ち其天上なる
禍津日神の禍言の再び起らざらむ爲に如此云ひて御門
神に祈白せる遠つ神代の語の傳り來しものありけり
此を思ふはも此詞どもの最古く貴き由を辨ふべし
言武惡事 講義云爲武と云べきは似たりと雖行も事にて
事の用ひ言かれは必をかく云べし○後釋云麻賀とい諸
の凶事惡事を云へば惡事と書る當れり考は惡事と書る

に却て遠く枉事と書て直からぬ事也と云れたるの中々
に狹し
相麻自許利 考云この麻自の蠱物厭かどのまとの類か
ら爰に云ひ今人の目まどくり口まどくりといふ是也次
の道饗祭に根國底國利與鹿備疎備來物爾相率相口會事無
久と有もまどくりて率る意もて率とい書しもの故に彼
をもことをもて相まどくりと訓べし○後釋云神代紀に
當遭害とありまどかひるはかり○今按は交雜かどの類
も其本の同言あるべし
相口會事無久 後釋云相口會ひかの惡言を諾なふをいふ
さてその惡言を諾かふぞすあひち交あるかれは交りて
と云意に見るべし麻自許利と口會と二はあらを扱そ

の百官人等の事なるを此の其神の守り坐て然ること勿
らしめ給ふ故に賜事無久と云るあり賜の此神に係れる
言あり然れば會の阿閉と訓べし阿閉は考に云れたる如
く阿波世の約りたるよて令會の意かれ也○講義云麻
自許利の惡行に黨るを云ひ相口會の惡意に與するを
いふあり
自上往波云々 講義云正しきも邪れるも神の甚奇く靈し
きものよて虚空の更かり地下と雖潛り通りて達る者な
りければ如此の御衛護あることあり
待防掃却 考云万葉に不奉仕國平掃除等とあり同事を卷
二十に麻都呂倍奴比等乎母夜波之波吉伎欲米ともよめ
り却の退逐あり○今按に掃を考にハキとよみ後釋にハ

ラヒと訓り考説の如く同事かれハ何にてもあるべき中
に爰の猶ハラヒと云ふ方まされり○後釋云掃却の禍津
日神の來るを掃ひ遣るあり
言排坐豆 後釋云言排を其惡言を云て人を交らむとする
を此御門神の言退て交らしめざるあり排字の如何よ
むべきよか慥におもひ得ねと字書に推也とも斥也とも
注したれば曾氣と訓つ考よことひらきと訓れたれとい
かゞ○講義云記傳に万葉に山乃衣寸野之衣寸云々曾伎
の曾久を休言といへるにて曾久との離放る意ありとい
それたるその義にて此の排もその惡言をとほく追放て
相口會のしめたまのざるあり○御門神の然る惡神の幽
より虚空地下よりも大宮内に入りまして惡事をかすこ

ともあらむかと待儲て防ぎ塞へ過免入らしめたまひさ
るの元より百官人等と雖も疎ふる鬼は相交り相口會た
るの禁闕は參來らざりしめたまふ御守護の状をいふな
り

參入罷出云々 講義云上の詞別は選所知志とありてか
れの宮仕の人の善惡邪正をえらび然るべからぬ人を大
殿内は令侍たまひざるを云ふと同しくこゝも然にて御
門内に入るまどき惡人を塞きて入らしめ給ひざるを云
ふあり

平良氣云々稱辭竟奉久白 講義云二神の名の櫛と豊とを
此よての反して稱へしりさて此の上の詞別の結文は少
も違ふ所なし此文の然對へるを以ても大殿祭詞の本文

にて上の大宮女命と此詞の二の共は屬する詞分あるこ
と愈著きものかりかし



明治十五年十一月十四日出板御届

三十

著述人

東京府士族

久保季茲

東京四谷區四谷
須賀町卅二番地

出版人

同

平田胤雄

同本所區柳島横
川町十壹番地

